

「障害者支援体制整備事業」の中で、都道府県等が地域の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村、事業所等への支援や医療機関との連携を強化することを推進している。また、都道府県等においては、ペアレント・プログラム等を通じた家族支援体制の整備や発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修等を市町村、関係機関等を対象に実施している。

さらに、厚生労働省においては、平成29年度から、都道府県等が「発達障害者支援地域協議会」を設置、市町村又は障害保健福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証することを支援している。

② 発達障害者支援センター運営事業

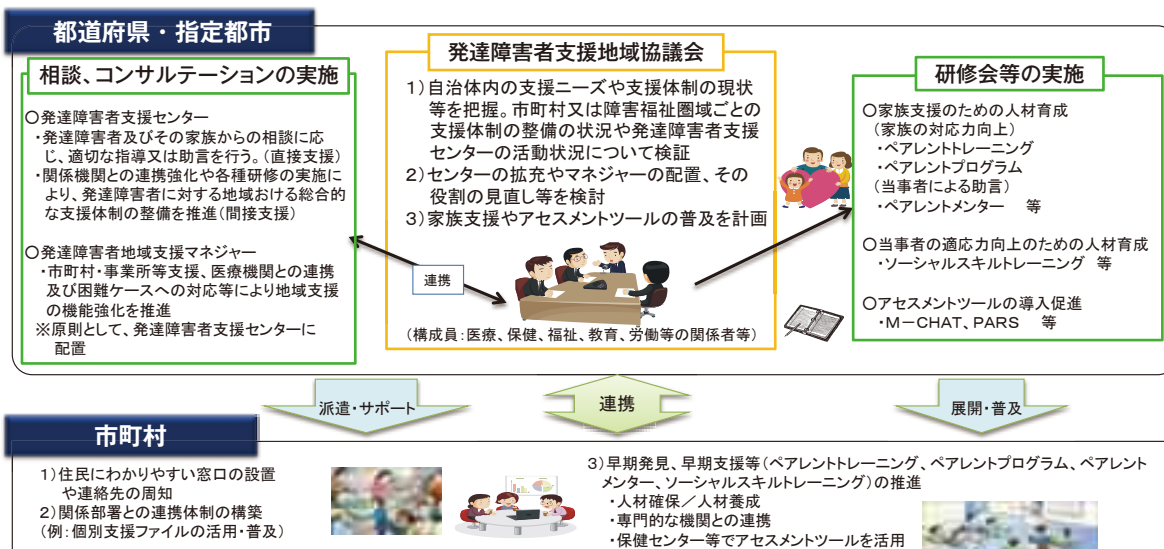
厚生労働省においては、発達障害者及びその家族等に対して相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う「発達障害者支援センター」の整備を図ってきたところであり、現在すべての都道府県・指定都市に設置されている。

■ 図表3-3-9 発達障害者への支援のための体制整備

発達障害者への支援のための体制整備

乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、発達障害者支援地域協議会を設置し地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議するとともに、家族支援体制の整備やアセスメントツールの導入促進のための研修等を実施する。

また、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行うための「発達障害者地域支援マネジャー」を配置し、地域の中心である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図る。



資料：厚生労働省